

令和4年 第9回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和4年10月31日(月) 15時から 16時30分

2. 開催場所 東神楽町役場 3階 委員会室A

3. 出席委員 11名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 謹介
	2番	蒔田 義仁
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	6番	岸本 昌延
	7番	大柿 誠
	8番	安藤 有一
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也
	11番	藤田 尚広

4. 欠席委員 3番 前田 哲也

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

第6 議案第3号 あっせん委員の指名について

第7 議案第4号 農地の現況証明願いについて(農委処分)

第8 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

係長 宮原 健太

主事 武田 翔太

開会

<p>事務局長</p>	<p>皆さんこんにちは。午前中の農地パトロール、お疲れさまでした。総会始める前に、1つだけお話しさせていただきます。既に皆さんご存知の方多いと思うんですけど、島田代理が農地パトロールの後に喉の痛みがあるということで病院を受診しまして、念のため抗原検査を受けたところ陽性だったと聞いております。皆さんに抗原検査キットと説明書を配らせていただきました。自宅に戻られてからそれぞれ検査いただいて、万が一陽性が出れば医療機関を受診していただきたいのですが、ネットで色々調べましたら抗原検査キットそのものは、実際に発症してから5日間程度の間に検査したものを陽性と拾うようです。発症する前にしても陰性と出てしまうと、5日以降に計っても陰性と出てしまうので、ピンポイントで計らないといけないようです。今、一般的にオミクロン株と言われているのは、感染してから3日から4日頃に発症するといわれているので、3日後位に計ってもらうのが良いと思います。今、無症状であれば行動制限も何もないものですから、かかっていないものと同じような扱いですので、特に症状がなければ皆さんそのまま生活されていても良いのかとは思っています。心配な方は、3日後くらいに検査をしていただければと思います。よろしく願いいたします。では、改めまして総会を始めて参りたいと思います。前田委員が遅れてくると聞いております。只今の出席委員が11名であります。あつ10名であります。定足数に達しておりますので、令和4年東神楽町農業委員会第9回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗読いたします。ご起立願います。今日は3番目になります。私に続いて朗読願います。ひとつ、農業委員会は、花と緑の我が郷土に、夢と希望のもてる生産性の高い農業の育成に努めます。はい。ご着席ください。それでは、小足会長よりご挨拶いただきます。</p>
-------------	--

あいさつ

<p>会長</p>	<p>はい。それでは第9回通算726回総会開催にあたりましてひと言ご挨拶申し上げます。本日は午前中、利用状況調査ということで大変ご苦勞さまでありました。志比内の長年の懸案でありました川田さんの土地もある程度目途がついたということで、非常に安心した部分もありますけれども、これからも注意深く見ていきたいと思っております。また、先ほど局長の方からお話しありましてお入り、代理が受診したということで、皆さんも同じバスの中におられ心配かと思えますけれども、症状が出た場合にはしっかりと受診していただければと思います。私ですが、季節性の喘息で咳が出ており紛らわしいのですが、10月19日の農振部会の際、そのとき私、濃厚接触者ということで会議に参加できず、リモートで参加しましたが、会議はできないことはありませんでしたが、ただやはりですね。皆さんが話している中には、中々入っていけないと、みんなはそれほど気にしていない。忘れられてしまうと、これは慣れが必要だなと非常に思いました。農業関係ですが、お米の方は豊作で上川も昨年が続いて非常に良い数字が出たということですが、東神楽でいえば9割近くが低タンパク米、高品質米が出て近年稀に見る良いお米ができました。おそらく2等に入ったお米はほんのわずかだと聞いています。畑の方は、大柿委員の表情が良いので非常に良かったのだと思います。今回、案件は少ないですが慎重・審議よろしく願いいたします。</p>
-----------	--

会議録署名委員の指名について

会長	それでは日程第1会議録署名委員の指名について、本日は2番蒔田委員、5番伴野委員。
----	--

【報告】農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局よりお願いします。
宮原係長	はい。報告第1号。令和4年8月30日以降における農業委員会の概況について報告いたします。8月31日、東神楽神社例大祭宵宮祭に、小足会長が出席しております。9月14日、東神楽町議会第3回定例会に小足会長が出席しております。10月7日、あっせん委員会が行われまして、島田代理、伴野農地部長、前田委員、野々瀬委員が出席しております。同日、現況証明願に係る現地確認を小足会長、島田代理、伴野農地部長、立ち合いのもと行っております。10月19日、農振部会を開催。出席者は、小足会長、島田代理、安藤農振部長、前田委員、野々瀬委員、岸本委員、伊藤委員。計7名の参加です。

【報告】農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について

会長	日程第3報告第2号、農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。
武田主事	はい。農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告を行います。今回は、受付番号2600、受付番号2700、受付番号2800の3件より報告があがってきております。00につきましては、記載のとおりです。28番00につきましては、代表取締役が00さんから00さんとなり、00さんにおかれましては、役員からも退いておられます。00につきましては、法人設立後初の報告となりますので、読み上げさせていただきます。4ページご覧ください。受付番号27。00。経営面積は「田畑」併せまして98.3ヘクタール。形態要件は、00。事業要件の生産する農畜産物につきましては、生乳・肉用牛。構成員要件は、00さん100株、00さん200株、農業従事日数につきましては、00さん365日、00さん360日となっております。業務執行役員要件は、00さん代表取締役。農作業従事日数につきましては365日、00さん取締役。農作業従事日数につきましては360日となっております。以上3件、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件等、報告書類を確認させていただきましたが、農地法第2条第3項及び4項の条件を満たしているため、農地所有適格法人として問題ないことを報告させていただきます。以上です。
会長	届出の報告でありますので、報告に代えさせていただきます。

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知について

会長	日程第4議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。今回1件ございます。11番。所在00。地番00。現況地目「田」。面積14,616㎡。貸主は00さん。借主は00さん。解約の成立日につきましては、令和4年10月1日。土地の引渡日

	については、10月30日となっております。こちら、合意解約となっております。解約の事由は、売買のため解約したいということとなっております。当初契約期間、令和4年1月1日から令和6年11月30日までの強化法の賃貸となっております。こちら後で利用集積に出てきます奥平さんの売買の案件でこの度、現在の耕作者以外の方が買われるために解約するものです。以上です。
会長	はい。こちらの案件ですけれども何かご意見、ご質問ございますか。
会長	無ければ、農地法18条第1項に係る許可を要しないものであることを確認できたため、適法な解約といたします。

【議案】 農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

会長	日程第5議案第2号、農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。事務局より説明願います。
武田主事	はい。今回、所有権移転が1件、利用権設定の新規案件が1件となっております。39番、所有権の移転を受ける者〇〇さん。所有権の移転をする者〇〇さん。所在宇東神楽。地番〇〇。現況地目「田」。面積が14,616㎡。こちら売買となっております。所有権移転日は本日。対価の支払い期限については11月30日までとなっております。売買価格につきましては6,100,000円。反当価格は450,000円となっております。以上です。
会長	担当、野々瀬委員。
野々瀬委員	〇〇さんより、土地を売りたいとの申し出がありまして、以前から作付けをされていた〇〇さんに、土地を買う意思はあるか確認しましたところ農業以外のIT関連の仕事も忙しく、土地を広げていくことはないということで、隣りで作付けされている〇〇さんに話しをしたところ是非とも欲しいということで、今回の売買となりました。〇〇さんにおかれましては、町内の水稻作付の中核的存在でもありますし、今後もお父様が元気なうちに土地を広げていきたいといった意思を持っておられますので何ら問題ないとは思いますが、慎重審議のほどよろしく願いいたします。
会長	只今、担当委員の説明が終わりましたけれど、何かご意見ご質問ございますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	無ければ決定いたします。
会長	続きまして40番。
武田主事	はい。続きまして利用権設定になります。40番。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。仮地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。総面積が3,328㎡。こちら貸借権の設定で使用貸借となっております。利用権の設定の始期については、10月31日から令和13年11月30日までの10年間です。賃貸料につきましては、無償となっております。こちらは令和3年度の国営工事に係る案件となります。地番図の4～6ページをご覧ください。〇〇さんの田んぼの一部が〇〇さん所有の畑や農道にかかっていたことから貸し借りの関係を結ぶものです。両者の話し合いにより無償賃貸ということになりました。以上です。
会長	担当、私です。只今、事務局から説明のあったとおり国営事業によって表面の形は変わったんですけれども、元々の土地の権利としては〇〇さんが持っていたんですけれども、水張り部分が

	水田以外が水田になったということで、この部分に関して今回賃借権が発生したということです。誰も契約していないところを作るといふことにはなりませんので、今回契約させていただいたものです。ただ違うのはお互いの話し合いの中で、使用貸借、無償での賃貸となった案件であります。よろしくご審議お願いします。
会長	只今、説明終わりましたけれど、何かご意見、ご質問ございますか。
伊藤委員	これ無償ということでありませうけれど、これ換地ということでは借り上げなんでしょうか。
小足会長	換地になればなると思ひます。換地処分がなされれば・・・。
伊藤委員	一生無償ということでは。
会長	所有地は〇〇さん買っていますんで、それ以外の部分ということでは。共同減歩の部分があるので、その辺りで増えた部分もあるんで、換地の部分で増えればあると思ひますが、換地処分が終わるまではこの形で、増えた部分については払い、減った部分についてはもらふという形の処分になると思ひます。
会長	ほかにご意見、ご質問ございますか。
会長	はい。無ければ決定いたします。

【議案】 あっせん委員の指名について

会長	日程第6議案第3号。あっせん委員の指名について事務局より説明願ひます。
武田主事	はい。それではあっせん申し出のあった案件について説明いたします。今回5件上がってきております。5番申出人住所〇〇、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積が4,295㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積3,930㎡です。6番申出人住所〇〇、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか1筆。総面積が6,961㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積4,743㎡です。7番申出人住所〇〇、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積が4,970㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積4,670㎡です。続きまして9ページ。8番申出人住所〇〇、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか27筆。総面積が44,915㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積43,170㎡です。10ページいきまして最後です。9番申出人住所〇〇、氏名〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積が29,990㎡。農振農用地区域内。申出理由売買。田の水張面積25,560㎡です。以上です。
会長	あっせん委員の指名については、会長一任でよろしいでしょうか。
各委員	はい。
会長	それでは指名いたします。番号5番。島田代理、伴野委員、蒔田委員、岸本委員。番号6番。島田代理、伴野委員、蒔田委員、岸本委員。番号7番。島田代理、伴野委員、安藤委員、私です。小足です。番号8番。島田代理、伴野委員、私、伊藤委員です。番号9番。島田代理、伴野委員、蒔田委員、岸本委員。以上です。よろしく願ひいたします。
伊藤委員	〇〇委員は当事者ではないですか。
会長	あっせんなので、現段階では決まっていないうことになります。
会長	よろしく願ひいたします。

【議案】農地の現況証明願い

会長	続きますで、日程第7議案第4号農地の現況証明願いについて事務局より説明願います。
武田主事	はい。それでは現況証明願いについてご説明致します。今月は2件あがってきております。番号8番。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「農地以外」。面積が188㎡。判定地目につきましては農地、採草放牧地以外となっております。利用状況といたしましては時期不詳だが30年以上前より宅地として利用となっております。所有者、申請人ともに〇〇さん。こちら先ほどのとおり10月7日に、会長、島田代理、伴野農地部長、事務局で現地確認を実施しました。実際に宅地として利用されており、耕作不可能であると判断しました。こちらにつきまして地番図、航空写真は12、13ページにのっております。以上です。
会長	別々でやりますか。
武田主事	はい。一緒にやります。続きますで番号9番です。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「農地以外」ほか1筆。総面積が94㎡。判定地目、農地採草放牧地以外となっております。利用状況といたしましては40数年前から車庫及び住宅敷地として利用となっております。所有者、申請人ともに〇〇さん。こちら同日日に、みなさまで現地確認を実施しました。実際に宅地として利用されており、耕作不可能であると判断しました。こちらにつきまして地番図、航空写真は14、15ページにのっております。以上です。
会長	担当、私です。
会長	こちらですが、町道の7号手前です。〇〇と言われるところだったんですが、〇〇さんにおかれましては、昔からこちらに住んでいることを我々確認しております。この下が畑であったということは全く分かりません。現状は完全に舗装になっていて、一度も作付けした形跡はありませんで、実際問題、畑として使用することは難しいことを確認しております。また、9番も同じ敷地でございます。現況は車庫が建っていて、家の裏の通路部分が畑として残っていたということですが、実際問題、畑としての認識はなく、本人もいましたので確認しましたが、このように残っていたのだと改めて見つけたため、今回を機会に農地から外そうと現況証明願いがあがってきたものです。我々の目から見ても、特段問題はありますが慎重審議よろしく願いいたします。
会長	8番、9番ですけれども、何かご意見ご質問はございませんか。
会長	無ければ決定いたします。

【その他】

会長	続きますで、日程第8その他について事務局より願います。
事務局	① 11月総会の日程について ② 役員推薦委員の選出について ③ 意見書の提出について ④ 人・農地プラン関連の改正等について